

令和8年度 事業計画

1. 基本方針

今日、超高齢・少子社会の進展や単身世帯の増加により、地縁の稀薄化や家族の変容が加速しています。これに伴い、自助・互助といった地域コミュニティ機能の低下が懸念されており、社会的な孤立リスクへの対応が重要な課題となっています。

葛城市社会福祉協議会では、「誰もが安心して自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、令和8年度は、3か年にわたる事業改善計画の最終年度として、これまでの歩みを集大成させるとともに、課せられた目標を達成し健全な組織経営を揺るぎないものとするこゝとで、地域福祉の役割を将来にわたって果たし続ける体制を整えつつ、以下の目標を念頭に置き地域に密着した活動を積み重ねてまいります。

(1) 地域共生社会の実現に向けた居場所の充実と支え合い

ヤングケアラーや引きこもり、制度の狭間に埋もれやすい複合的な課題に対し、地域福祉の重要な基盤である、ふれあい・いきいきサロン等の地域の居場所づくりを推進するとともに、誰もが参加しやすく魅力ある場となるよう、活動を支える地域の皆さまの想いに寄り添った伴走支援に努めます。

住民同士が互いに気かけ合える関係性を育むことで、日常生活の中での小さな異変を早期に察知し、必要な支援につなげることができるよう、地域主体の見守り・支え合いの仕組みづくりを推進します。

(2) 「社協らしさ」を活かした質の高いサービス提供

介護・障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の尊厳と能力の発揮を最優先に考えます。長年培った地域福祉のノウハウを活かし、個々のニーズに添ったきめ細かな自立支援を実践することで、満足度の向上と住み慣れた地域での継続的な生活を支えます。

(3) 関係機関との連携による地域支援体制の整備

行政、民生児童委員、専門機関等との適切な役割分担のもと、緊密なネットワークの構築に努め、地域全体の支援体制の一翼を担います。特に災害時には迅速なハブ機能を果たせるよう、平時からの情報共有と訓練を継続します。あわせて、ICT活用による業務効率化や自主財源の確保に努め、変化に柔軟に対応できる持続可能な組織運営を目指します。

2. 事業計画

■地域福祉事業拠点

(1) 組織の強化

- ①組織の基盤をさらに固めるため、自主財源の確保及び会員の加入促進に努める。
- ②在宅福祉サービスの安定的・効率的な運営に努めるとともに、潜在的な福祉ニーズの掘り起こしを行う。
- ③社会福祉協議会の本来の使命である住民の主体形成について、地域福祉サービスや各補助事業等の展開を通じて、地域との協働を深めながら推進する。

(2) 職員体制の整備

- ①各職域における適正な職員配置に努めるとともに、職員の研修等により資質の向上を図る。
 - ◇有資格者及び専門性をもった職員の確保・育成
 - ◇事業部門ごとに責任を持った予算・実績管理を行う体制の確立
 - ◇ICTの活用による業務効率化の検討と、職場環境の整備
 - ◇個人情報保護法に基づく情報管理の徹底
 - ◇職員として、常にコンプライアンス意識の周知徹底を図る

(3) 各種事業の推進

- ①社協自主事業の実施
 - ◇法人運営事業
 - ◇福祉活動事業
- ②受託事業の実施
 - ◇福祉総合ステーション管理運営事業
 - ◇生活支援体制整備事業
 - ◇いきいきヘルスの集い事業
 - ◇ひとり暮らし高齢者配食サービス事業
 - ◇水中運動教室事業
 - ◇意思疎通支援事業
 - ◇生活福祉資金貸付事業
 - ◇特例貸付フォローアップ事業
- ③基金及び積立金の運営
 - ◇福祉基金運営事業
 - ◇退職基金運営事業

(4) 指定管理事業の実施

①福祉総合ステーションの運営

利用者の健康と福祉の増進を主眼に置き、相互交流・世代間交流として拠点づくり、居場所づくりを推進するとともに、イベントの開催を含めた様々な取り組みを通じて、利用者の利便性と満足度を高めるサービスの向上を図ります。

(5) ボランティアセンターの充実

- ①ボランティア講座等を開催し、ボランティア活動の存在意義や必要性などを共に学び、ボランティア活動の啓発と増強、参加の拡大を図る。
- ②既登録者の研鑽と活動推進に努めるとともに、各種ボランティア情報の提供を行う。
- ③地域共生社会の実現に向けて、市内小中学校に加え地域への福祉教育など幅広い世代へ対する普及啓発に努めるとともに、当事者の方やボランティアとの協働による福祉教育プログラムの開発など充実を図る。

(6) 災害ボランティアセンターの体制整備

大規模災害時において、復興に向けたボランティア派遣など重要な役割を担う災害ボランティアセンターを、必要に応じて迅速に設置・運営するため、平時から協働型災害ボランティアセンター設置運営訓練を行うなど、多機関が連携・協働できるネットワークの構築と、情報発信、普及啓発、人材育成（災害ボランティア登録制度の充実など）の取り組みを通じ体制を整える。

(7) 地域福祉活動の推進

- ①住民相互の顔の見える関係、つながりを広げ、支え合い助け合いのまちづくりを目指す。
- ②地域での交流の拠点となる公民館等を中心に、ふれあい・いきいきサロンの普及を図る。
- ③複合化、多様化する個別課題・地域課題への総合的な相談体制を整えるとともに、積極的なアウトリーチを通じ、迅速な課題解決につなげる。
- ④公的サービス等では解決できない「制度の狭間」の問題に対し、住民主体の支え合い活動の創出に向けた伴走的支援を行う。
- ⑤誰もが住み慣れた地域で、生きがいや役割を持ち、尊厳を維持しながら、自分らしい生活を送ることができるよう、社会参加にむけた支援を行う。

(8) 相談支援体制の充実

生活を送る上での困りごとに対する身近な相談窓口として、行政、民生児童委員協議会並びに各種専門機関との連携を密に、相談支援体制の充実を図る。

- ① 各種相談受付
- ② 心配ごと相談所の開設
- ③ 生活福祉資金の貸付
- ④ 日常生活自立支援事業の実施
- ⑤ 成年後見制度の啓発、相談受付
- ⑥ 法人後見事業の実施

■福祉サービス事業拠点

(1) 組織の強化

- ①介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）の指定事業所としての安定経営に努める。

(2) 職員体制の整備

- ①各職域における適正な職員配置に努めるとともに、職員の研修等により資質の向上を図る。
 - ◇有資格者及び専門性をもった職員の確保・育成
 - ◇積極的な情報交換が行える体制の確立
 - ◇事業部門ごとに責任を持った予算・実績管理を行う体制の確立
 - ◇ICTの活用による業務効率化の検討と、職場環境の整備
 - ◇利用者名簿の管理徹底等、個人情報保護法に基づく個人情報の保管及び使用方法の徹底
 - ◇職員として、常にコンプライアンス意識の周知徹底を図る

(3) 各種事業の推進

- ①介護保険事業の推進
 - ◇居宅介護支援事業
 - ◇訪問介護及び第一号訪問事業
 - ◇地域密着型通所介護及び第一号通所事業
- ②障害者総合支援事業の推進
 - ◇相談支援事業
 - ◇居宅介護等事業
 - ◇生活介護事業
- ③児童福祉事業の推進
 - ◇放課後等デイサービス事業
- ④基金及び積立金の運営
 - ◇介護事業所特定預金積立金運営事業

(4) 介護保険制度での事業者としての取り組み

介護保険の事業者として、これまで培ってきた「社協らしさ」や「地域福祉のノウハウ」を活かし、地域住民のための介護保険サービスを推進する。

- ①居宅介護支援事業
 - 居宅サービス計画の作成のほか、要介護認定の訪問調査の受託など、介護保険制度の下で在宅の要介護者を支える中核的な機関としてサービスの充実に努める。
- ②要支援者の介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターより受託し、利用者の自立に向けた目標指向型プランの作成に努める。
- ③訪問介護及び第一号訪問事業
 - 利用者や家族のニーズに応えるため、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、登録ヘルパーの確保に努めながら利用者の生活を支援する。

④地域密着型通所介護及び第一号通所事業

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、住み慣れた地域で可能な限り在宅生活を継続することができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介助や、利用者の身体状況に応じた館内ウォーキングや体操等を実施し、必要な支援を適切かつ効果的に行う。

(5) 障害者（児）に対する事業者としての取り組み

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域社会の実現のため、必要な障害福祉サービスを提供できるよう、支援の充実に努める。

①相談支援事業の推進

障害者（児）等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。

障害者（児）のサービス等利用計画の作成や市役所、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健・医療・福祉関係者との連携を図る。

②居宅介護等事業の推進

・居宅介護事業

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。

・重度訪問介護事業

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

・同行援護事業

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う。

・行動援護事業

障害等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。

・移動支援事業

障害者の外出支援のための事業を行う。

③生活介護事業の推進

・生活介護事業

常時介護を要する利用者に対して、自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等必要な支援を適切かつ効果的に行う。

・日中一時支援事業

日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障害者の日中における活動の場を確保・提供し、日常的な訓練を実施する。

(6) 障害児に対する事業者としての取り組み

児童福祉法に基づき、学齢期における障害児の支援の充実に努める。

①放課後等デイサービス事業の推進

障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

令和8年度 予算

収支予算総額 5億3,587万6千円

収入予算額内訳

会費収入	120万円	障害福祉サービス等事業収入	9,271万8千円
寄附金収入	200万円	受取利息配当金収入	47万6千円
経常経費補助金収入	3,258万2千円	その他収入	287万4千円
受託金収入	1億2,567万9千円	基金積立資産取崩収入	4,126万5千円
事業収入	5,272万2千円	拠点区分間繰入金収入	818万5千円
介護保険事業収入	1億1,221万円	サービス区分間繰入金収入	6,311万7千円
就労支援事業収入	84万8千円		

地域福祉推進拠点【支出予算額 2億9,079万9千円】

支出予算額内訳

◆法人運営事業	2,975万円
◆福祉活動事業	3,597万5千円
◆福祉総合ステーション管理運営事業	1億5,603万9千円
◆生活支援体制整備事業	1,078万5千円
◆いきいきヘルスの集い事業	470万6千円
◆ひとり暮らし高齢者配食サービス事業	172万4千円
◆誰でもできる水中運動教室事業	106万9千円
◆意思疎通支援事業	170万円
◆生活福祉資金貸付事業	29万円
◆特例貸付フォローアップ事業	640万5千円
◆退職基金運営事業	1,003万6千円
◆福祉基金運営事業	3,232万円

福祉サービス事業所拠点【支出予算額 2億4,507万7千円】

支出予算額内訳

◆居宅介護支援事業	3,451万6千円
◆訪問介護事業	2,953万8千円
◆通所介護事業	5,375万8千円
◆相談支援事業	1,248万円
◆居宅介護等事業	1,160万2千円
◆生活介護事業	4,531万5千円
◆放課後等デイサービス事業	3,010万円
◆介護事業所特定預金積立金運営事業	2,776万8千円